

きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2012 春 号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL073-433-1551 FAX073-433-3904

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

5月は消費者月間です！

～声かけて みんなで防ごう 消費者トラブル～

消費者月間事業の一環として、下記のとおり講演会を開催します。自分や周りの大切な人々が消費者トラブルに巻き込まれないよう、この機会に悪質商法に関する知識を身につけませんか。

消費者月間・金融経済講演会

紀藤弁護士に聞く！悪質商法の実態と撃退法



講師：弁護士 紀藤 正樹 氏

【開催日時】 平成24年5月12日（土）
13：30～15：20

入場無料
手話通訳あり

【開催場所】 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール
和歌山市北出島1丁目5-47
(和歌山ビッグホエール 北側)

【定員】 先着250名（事前申込要）※「参加証」を郵送します。

【申込方法】 ①郵便番号・住所 ②氏名 ③電話番号
④参加人数を記載して、ハガキまたはFAXで、お申し込みください。

【お申込・お問い合わせ先】
和歌山県金融広報委員会（県消費生活センター内）
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

“出前します”

消費者啓発講座 無料

悪質商法の被害事例や契約に関する知識などを紹介する講師を派遣します。

講座の内容等

- 消費者被害にあわないために
- 最近の消費者相談事例について
- 暮らしと身近な契約の基礎知識
- 高齢者や若者をねらう悪質商法啓発ビデオ（DVD）や紙芝居もあるよ!!



申込み

グループでお願いします。
事前に電話で消費生活センターと日時・内容等を打ち合わせのうえ、できるだけ講座の1ヶ月前までに申し込んでください。

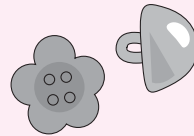
春です どうしてですか？クリーニング

春、洋服の衣替えの時期。クリーニングに出し、きれいにして収納したはずの洋服。出してみるとシミがついている・穴があいている・変色しているなどの経験はないでしょうか。

トラブル防止のために、クリーニングに出す前、受け取る時、持ち帰ってから注意することをご紹介します。

クリーニング店に出す前に

- ポケットの中を確認
- シミや汚れ、ほつれ、破れ、傷の確認
- 特殊なボタンや装飾は取り外す
- 和服、皮革製品などは専門店に出す



なくしたら入手の難しいボタン

店頭で注意すること

- シミや汚れがいつ頃ついたのか、気になるところを詳しく伝える
- 上下の揃ったスーツはセットで出す
- ベルトや付属品が付いているときは一緒に出す
- 大事な形見などはしっかり伝えておく
- 預かり証は必ず受取り、大切に保管する

受け取る時

- 受取は早めに、預けた商品がそろっているか確認する
- シミや汚れはとれているか、傷はないか、付属品はそろっているか確認する
- 商品が預かり証の商品と一致しているか、確認する

持ち帰った時

- ビニール袋は取り外し、陰干しして、臭いや湿気を飛ばす
- 臭いや湿気を確認し、タンスなどに収納



裾の仕上がりが不自然

その他

- 洗濯できない衣類もあるので、手入れを考え、表示を確認し購入
- 合成皮革でポリウレタン加工されている衣類は2～3年の寿命と短い
- 防虫剤により、シミの原因になる場合があるので注意



「LDマーク」や「Sマーク」のある店では、事故の場合はクリーニング事故賠償基準に基づき、使用年数などを考慮して対応されます。ただし、預けてから1年、受け取ってから6ヶ月の範囲内となります。

LDマーク

「L」は「Laundry」、「D」は「Drycleaning」の頭文字を表し、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会に加盟しているクリーニング店

Sマーク

「S」は「Safety」（安全）、「Standard」（安心）、「Sanitation」（清潔）の頭文字で、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入している店

引っ越し前の注意点!!

春は、転勤、進学などで引っ越しすることが多い時期です。それに伴い引っ越しのトラブルもこの時期に増加します。そこで、国土交通省が定めた標準引越運送約款をもとに、引っ越しの際に注意すべき点を見ていきましょう。

契約前

○見積もりは無料

複数の業者から見積もりを取り、比較

見積もりは無料でも、発送地または到着地において下見を行った場合で、その金額を事業者から通知を受けて了解した時には下見に要した費用は支払う必要があります。

契約の際

○契約の際、内金、手付金などの支払いは不要

○事業者と作業内容などを十分に確認

見積書に基づいてサービスが行われるので、その内容を見積書に明記しておくことが重要

○宝石や貴金属、思い出の品などの貴重品は自分で運ぶ

運送が必要な場合は運送業者と相談

○ペット、植木の輸送や、付帯サービスについて確認

エアコンの取り外し、取り付け、ハウスクリーニングなどのサービスを確認

○パソコンなどの電子機器は事前に申し出、取り扱いを確認

○約款を受け取り、内容の確認



キャンセル料について

○引っ越し日前日のキャンセルは見積書に記載した運賃の10%以内

○引っ越し当日のキャンセルは20%以内

上記のキャンセル料は支払わなければならない。

また、見積書に明記された付帯サービス（たとえばエアコンの取り外し）を受けている場合は、その費用を支払う必要があることに注意

引っ越し後の注意点

○引っ越し終了後には、早く荷物などの確認

○事業者の責任は3カ月以内

荷物が紛失や壊れていた場合は3カ月以内に事業者申し出る。



知って得する「トクQちゃんクイズ」

すべての加工食品には、消費期限か賞味期限を表示しなければならない！
これってホント？

(答えはどこかにあるよ)

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

知るぽると

●金融学習グループを募集しています

金融学習グループは、暮らしに身近な金融経済や生活設計などをテーマに自主的に学ぶためのグループです。

気の合った仲間同士で勉強してみませんか？

金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部助成するなど活動を支援します。



- ◇人数は、原則として15名以上
- ◇活動計画を作成の上、最低年6回の学習会を開催
- ◇設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- ◇活動経費を一部助成（使途制限あり）

<学習テーマ> 例えば・・・

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・金融商品の見分け方
- ・多重債務の問題点と対処法
- ・悪質商法の被害に遭わないために
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・医療、生命保険制度のイロハ
- ・高齢化社会にむけての生活設計
- ・家計簿記帳の必要性
- ・資産運用の基本的な考え方

詳しくは、和歌山県金融広報委員会事務局（073-426-0298）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

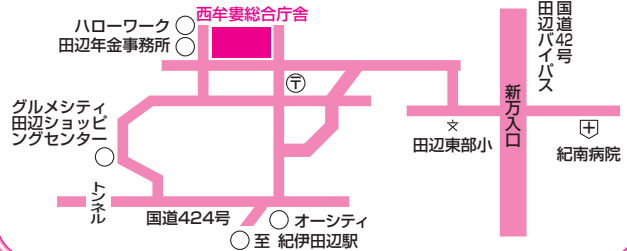
和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943



和歌山県消費生活センターは、県民の生活の質を向上させるために、消費生活に関する相談や情報提供を行っています。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2